

油濁基金 だより

55

No.

1994.3



財団法人 漁場油濁被害救済基金



油まみれの清掃作業風景

(平成5年5月31日福島県塩屋崎沖船舶衝突事故によりC重油521KL流出)

写真提供：海上災害防止センター

目 次

(寄稿)

1 国際油濁補償基金の解説（その2）／小川 洋一	1
2 塩屋崎沖の船舶衝突における重油流出事故について／鈴木 章一	12
3 水質汚濁等による突発的漁業被害状況／鈴木 光夫	15

(隨想)

油濁を無くして奇麗な海や浜を／浜本 武喜	20
----------------------	----

(基金記事)

1 中央審査会の動き	22
2 評議員の委嘱について	23

(官庁等人事異動)	23
-----------	----

(編集後記)

(人物紹介) 沖縄県漁連／米須 清一

(寄稿)



国際油濁補償基金の解説（その2）

弁護士 小川 洋一

（その2） 目 次

VI 国際基金による船主に対する補填

2. 国際基金の一時的資金不足と補償
支払

VII 基金条約の概要

VIII 国際基金への拠出

1. 拠出者と拠出金の決定
2. 一般基金 (GENERAL FUND)
3. 大規模事故基金 (MAJOR CLAIMS FUND)
4. 拠出油の算定の基礎資料の提出

IX 国際基金の組織

1. 組織
2. 総会
3. 理事会
4. 事務局長
 - ・請求の処理
 - ・補償の支払い

X 国際基金に対する請求

1. 裁判手続き上の保証
2. 国際基金に対する裁判上の請求の問題点

XI 国際基金の補償支払い

1. 事務局長権限の支払い
 - (1) 少額事件の全部支払（最終解決）
 - (2) 被害者の財政的困窮緩和のための暫定支払
 - (3) 小口請求者への支払

VI 国際基金による船主に対する補填

基金条約が採択された当時には、船主の責任制限は57年条約が大勢を占めていた。民事責任条約は、油汚染損害を他の損害と区別して別枠として責任制限を定め、且つ制限額の単価も引き上げた。従って、基金条約により船主の責任制限額が、大幅に引き上げられることになった。その見返りとして、基金条約は、船主の民事責任条約に基づく船主の支払金額の一部を国際基金より補填することとした。船主が責任制限した場合を例に取ると、責任制限金額の75%を国際基金が船主に補填する事になる（責任制限が2,000 フラン／トン、国際基金の補填が1,500 フラン／トン）。

VII 基金条約の概要

この様に、国際基金は、汚染損害被害者に対し補償をし、船主に対してその支出費用の補填をする。この補償、補填に必要な資金は、石油業界から拠出した資

金に拠っている。

民事責任条約に基づく船主の賠償責任の場合は、船主が責任主体であり、その金銭的裏付けは既存の PI 保険であるから、改めて条約で責任主体たる組織を作る必要はないが、国際基金の場合は、業界からの拠出金を基金として補償をしようとするものであるから、それなりの責任主体としての組織、運営、補償手続き、必要資金の調達方法等の定めが必要であり、これらは全て基金条約に定められている。前述した国際基金の補償も基金条約の定めに従って集めた資金を、その定めに従って補償するのである。

VIII 国際基金への拠出

国際基金の資金は一般的に石油業界からの拠出金に拠っていると言われる。この表現は大体において正しいが、正確ではない。国際基金設立の動機は、本稿冒頭にも述べたように、油濁問題が、単に船主の問題だけではなく、タンカーの荷主たる石油業界にとってもタンカーの海上輸送安定、従って石油の安定供給という面から重大な関心事たらざるを得なかつたからである。基金条約は、この様な石油業界の動機を素直に表現して、国際基金の拠出金を定めている。

1. 拠出者と拠出金の決定

基金条約は、締約国において船舶から受け取った特定油（持続性油）が一暦年15万トンを越えた者を油受取人＝拠出義務者としている。この場合、締約国にお

いて「船舶から特定油（持続性油）受け取る」というのは、陸揚げ、輸入ではなく、文字どおり船舶から受け取ることを意味し、例えば、喜入で VLCC から油を内航タンカーに TRANSSHIP して各地に運送する場合、原油を主要精油所で受取、精製の上、重油、燃料油として各地工場に海上運送する場合も全て油を受け取ったことになる。従っていわゆる石油会社と言われる元請け精製者だけでなく、石油を買受ける商社、精製会社から精製した重油等を供給される電力、ガス、製紙、製鉄、石油化学等持続製油の大量使用者、例えば全漁連も漁船の燃料油として油を受け取っているから、拠出義務者になっている。この現象は、日本の交通事情から国内の油輸送量の殆どを海上輸送に頼っており（パイプライン、陸送による国内輸送は僅かである）内航タンカーが発達していることによる。その様な事情であるから、基金条約で言う油受取量は、日本の原油輸入量の倍近くなる。日本が基金条約設立以来最大の拠出国である理由は、米国が基金条約に加盟しないことにもよるが、日本国内の油輸送の実態によるところも大きい。

拠出金は各年度毎に国際基金総会が必要経費の予算を作成し、その必要経費を各拠出義務者の油受取量に応じて、総会が決定する。国際基金は汚染損害の補償を目的とするものであるから、国際基金が各年度毎の必要経費の予算を作成する

といつても、あらかじめどの程度の規模と件数の事故が発生するかの正確な予想は出来ない。安全確実に、最大限の予算を作成して拠出金を徴収することは、拠出者側からみれば不当な前払いとみられる。そこで現在の国際基金は、拠出者に不当な前払いをさせることがないよう配慮し、拠出金の決定方法を2つに分けている。第一は一般基金と言われる部分で、国際基金の運営費、通常事件補償引当金であり、これは各年度毎に総括して概算し、一括徴収する。第二は大規模事故基金と言われる部分で、大事件の補償に対する引当金として、大事件発生後、その規模に応じて各事件毎に決定し徴収する。

2. 一般基金 (GENERAL FUND)

一般基金は、

- (1) 国際基金運営の一般経費（事務局経費等）
- (2) 1事故の支払総額が1,500万フラン（約1億5千万円）を超えない事件の当該年度の支払引当金

の合計であるが、この(2)については、事故発生前に大体過去の実績を参照して決定する。一般基金については、総会が決定した一般基金総額を前暦年の拠出油の総量トン数で割り、拠出油1トン当たりの拠出金を定め、前暦年に各拠出者が受取った拠出油のトン数を掛け、各拠出義務者の拠出金を定める。

3. 大規模事故基金 (MAJOR CLAIMS FUND)

大規模事故引当金は、1事故の支払総額が1,500万フラン（約1億5千万円）を超える事件の当該年度の支払引当金である。

大規模事故基金は、総会が決定した大規模事故基金の金額を、事故発生日の前暦年の拠出油の総量トン数で割り、拠出油1トン当たり拠出金を定め、同暦年に各拠出者が受け取った拠出油のトン数を掛け、各拠出者の拠出金を定める。大規模事故基金は、事故発生後、各事故毎に設定される。

4. 拠出油の算定の基礎資料の提出

一般基金、大規模事故基金共に、拠出金算定の基礎は、各拠出者の1暦年度の油受取量（拠出油受取量）とその合計となる拠出油総量である。この拠出油総量と各拠出義務者の受取油量（拠出油）を算出するため、基金条約は、各締約国に、前年中に当該締約国において船舶から特定油を受取った者で、その受取総量が15万トンを超える者（油受取人＝拠出義務者）と、その油受取トン数の資料を国際基金に送付する義務を課し、その送付資料に基づき、国際基金は拠出油の総量トン数と各油受取人（拠出義務者）毎に油受取トン数をまとめ、拠出金算定の基礎とする。

IX 国際基金の組織

以上で述べたような補償をするためには、それに対応できる組織、意志決定機関、資金が必要であり、且つその運営方

法が定められていなければならない。これらは全て基金条約で定められている。

1. 組織

国際基金は、各締約国の国内法に基づき権利、義務の主体となり、裁判上の当事者となることが出来る法人格が与えられている（条約2条2）。国際基金の組織は、総会、理事会、事務局で成り立ち、事務局長は法律上の国際基金代表者である。国際基金による補償という側面から、その組織の役割、権限を検討する。

2. 総会

総会は、締約国の全部で構成される国際基金の最高意志決定機関であり、国際基金運用の主要事項を決定する。総会は、年1回10月初旬に開かれている。補償との関係からみて重要なのは次の諸事項である（条約17条-18条）。

- (1) 国際基金内部規則を作成、改正
- (2) 事務局長の任命
- (3) 年次予算の採択と拠出金の決定
- (4) 補償支払い、暫定支払いの承認
- (5) 理事会構成員の選出

以上のうち、内部規則の改正、事務局長の任命、理事会構成員の選出は、条約上総会の専権とされている。年次予算の採択と拠出金の決定は条約上は理事会に委任することが出来ることになっているが、現在は、実務上総会で決定されている。補償支払い、暫定支払いの承認は理事会も総会に代わって行う権限を持って

3. 理事会

理事会は、総会の構成員の3分の1で構成され、国際基金の日常業務につき検討し、事務局長の業務を指示、監督する。基金条約上、理事会の権限とされているのは、総会の委任のあった事項及び総会に代わって国際基金の補償及び暫定支払いの承認をする事である。理事会は少なくとも年1回開かれる。現在は年2回、6月と10月に開かれているが、近年の大規模事故の頻発で、年2回の理事会では、事務をさばきれなくなってきた。近々年2回以上開催されることになると思われる。

4. 事務局長

国際基金の日常業務をするのは、事務局長、事務局である。事務局長は国際基金を代表する。国際基金に、補償請求が出された場合、それに具体的に対応するのは事務局長（事務局）である。

・請求の処理

国際基金に対する補償請求を具体的に処理するのは事務局長（事務局）である。事務局長は、内部規則に従い、請求の処理のため適切、必要、迅速な措置を執る義務があり、処理に当たって弁護士、サーベイヤー等の専門家を使用することが出来る。具体的補償請求が出される前でも、潜在的に国際基金の補償対象となるような事件が発生した場合は、事務局は、事件の合理的解決のため、情報の収集、事件処理に

介入する。補償請求が具体化した場合、その請求が国際基金の補償対象になるか否かを審査し、請求額の妥当性を検討する。そのために、事務局長は請求が出されたとき、請求者に対して、請求者の特定、事故船舶の特定、事故の詳細、汚染損害（防除措置費用を含む）の態様、発生場所、請求総額等を立証することを書面で要求する権限がある。

・補償の支払い

事務局長は請求処理の義務と権限があるが、補償の支払いとなると、原則として総会／理事会の事前承認を必要とする。事務局長が、総会の事前承認なしに補償の全部又は一部を支払うのは、内部規則に定めある場合に限られる。

具体的補償問題の対応は、その調査、査定、交渉、支払い等を事件の実体に応じて、臨機応変に、迅速、柔軟に行なうことが望ましい。補償の解決という側面からのみ考えれば、常設機関でない総会、理事会は、本来臨機の処置、柔軟な対応に馴染まないから、支払いも含めて事故処理を事務局長に一任する方が、より機能的解決が期待できる。しかし、国際基金がその締約国の拠出者からの拠出金によっているのであるから、各締約国の意志を最大限尊重しなければならない。それは、総会、理事会でのみ為しうる。この様な、補償の機能的解決と締約国の意思の尊重の

妥協点が、国際基金内部規則による事務局長に対する一定の補償支払い権限の授与である。

X 国際基金に対する請求

汚染損害の被害者に対する国際基金の補償は、国際基金の被害者救済という恩恵的なものではなく、被害者の基金条約に基づく法律的権利である。従って被害者が国際基金に対して補償請求する権利は法律上補償されている。

1. 裁判手続き上の保証

国際基金の目的は、民事責任条約による船主の補償が十分でない範囲で汚染損害の補償を行うものであるから、国際基金に対する補償請求は、民事責任条約上の船主に対する請求と連動して、船主が民事責任条約に基づき責任制限をした場合、汚染損害が責任限度額を超える部分の補償を基金条約に基づき国際基金に請求できる。日本法は、民事責任条約と基金条約をあわせて油賠法に定めているので、この連動性は分かり易くなっている。

油賠法上、汚染損害被害者は、船主に対する損害賠償の訴を次のいずれかの裁判所に提起できる。

- (1) 損害発生地の裁判所
- (2) 船主の営業所が日本にある場合、その営業所所在地の裁判所
- (3) 油流出タンカーの船籍が日本にある場合、その船籍所在地の裁判所
- (4) 汚染損害被害者の住所地の裁判所
- (5) 差し押さえ可能な船主の財産が日

本にあれば、その財産所在地の裁判所

従って、汚染損害被害者の国際基金に対する請求も上記裁判所に提起できる。国際基金に対する訴を提起した当事者は、国際基金にその旨通告しなければならない。これに対して国際基金は船主に対する損害賠償の訴の手続きに参加することが出来る。

一方、船主な損害発生地の裁判所に責任制限の申し立てが出来る。同一事故から複数の地方裁判所の管轄地域内で汚染損害が発生した場合、その何れの裁判所に責任制限を申し立てるかは船主の選択にまかされている。

責任制限手続きの申立者（船主、PI保険者）、制限手続きに参加した者（汚染損害被害者）は、国際基金にその旨通告することが出来る。この通告の効果は、通告することにより制限手続きの結果で国際基金を拘束することである。即ち、責任制限手続きにおいて、各汚染損害被害者の債権が確定され、制限額も確定され、その結果船主の責任制限額を超える部分を国際基金に請求することになる。国際基金が当事者となっていなかった裁判上の手続きにおける判決、決定に国際基金は拘束されないが、国際基金に通告しておけば、国際基金がその手続きに参加するか否かを問わず、国際基金を拘束するので、船主、汚染損害被害者共に、改めて国際基金との関係で責任制限をしたり、

債権を争ったりする二重手間が省ける。

汚染損害被害者の国際基金に対する補償請求権の内容を要約すると、汚染損害被害者は、裁判所で船主と国際基金を相手として訴訟を提起し、船主の責任制限が認められた場合に初めて、責任制限額を超えた部分を国際基金から回収できるという事になる。

2. 国際基金に対する裁判上の請求の問題点

国際基金に対する請求のシステムを各当事者の実質的利害という面から考えると次のようになる。

被害者は、船主に責任制限が認められた場合でも、責任制限超過額を国際基金から回収できる立場にあるから、被害者は船主責任制限の成否には実質的利害がない。従って、責任制限手続きにおいて、真剣になって争うメリットがない。

船主及びそのPI保険者は、船主の責任制限の成否について重大な関心がある。しかし、責任制限が出来ると決まれば、被害者の債権総額には関心がない。船主とそのPI保険者の支払いは責任制限額までであり、超過部分は国際基金の支払いになるからである。

国際基金は、船主の責任制限の成否及び被害者の債権総額に重大な利害を持つ。責任制限が成立すれば、制限額超過部分は国際基金が補償することになり、責任制限が否定されれば、被害者の損害は全て船主の負担となり、国際基金の補償は

なくなるからである。

船主の責任制限手続を国際基金に通告し、国際基金に参加の機会を与えるのは、上記の様な実質的利害に配慮しているからである。要するに、国際基金が参加しない責任制限手続をめぐる争いでは、実質的利害の対立がない状態となる。国際基金が制限手続に参加するとこの無風状態が一変する。即ち責任制限が成立すれば、超過分は国際基金が負担するが、逆に責任制限が破られた場合、国際基金は補償義務がなくなり船主が無限責任を負担する事になり、責任制限の成否をめぐり、船主対国際基金の争い、汚染損害被害者の債権額をめぐり、汚染損害被害者対船主、国際基金の争いが制限手続において展開する。

この汚染損害被害者の権利をさらに煮詰めると、汚染損害被害者は、その請求が妥当であれば、船主責任制限の成否如何に関わらず、その請求金額を回収することができるが、責任制限の成否により、その回収相手が船主から国際基金に変わるものである。

この被害者の権利を実務的見地から考えると、被害者は先ず船主責任制限手続に参加して制限額を受け取り、その後国際基金に補償を請求することになる。責任制限の成否は、実質的には船主と国際基金の間で争われるが、その決着がつくまで汚染損害被害者は補償されない。汚染損害被害者の多くが経済的余裕のない

漁業者であることを考えると、このタイミングは大問題である。責任制限問題を争っている期間、国際基金の補償はできないというのは、民事責任条約、基金条約の構造上、その論理的帰結としてやむを得ない結論ではあるが、被害者の立場からみれば納得がいかない制度である。

日本においては、このような条約上の建て前を、次のような実務運用で実質的に解決する処理をしている。

(1) 被害者に対する損害賠償の先行

被害者の請求の妥当性が認められたならば、船主保険者と国際基金とが協力して資金を出して（船主が責任制限額、国際基金が超過分）、責任制限手続の決着を待つことなく、被害者に補償を支払う。

(2) 被害者の権利の代位取得

被害者の損害を支払うことにより、その請求権を国際基金が取得する。その上で、船主保険者は船主の名において責任制限手続を開始し、国際基金は、被害者の債権を譲り受けた者、即ち制限債権者として制限手続に参加し、責任制限を争う。

(3) 責任制限手続確定後の清算

責任制限が認められれば、責任制限額は船主保険者の負担、超過分は国際基金負担として清算し、責任制限が破られた場合は、全額船主保険者負担として、船主保険者は国際基金に返金する。

この方法は、被害者に対する補償を先行させることで、被害者保護の目的に合致し、また早期支払いにより、より低い補償額で被害者補償問題を解決できるという点で船主、国際基金双方の利益にもなり、責任制限問題は実質的利害者である船主保険者と国際基金間で争う点で、条約の趣旨とも離反しない。この実務運用方法は、昭和54年の第8宮丸事件（日本での国際基金第一号事件）でそのフレームワークが出来上がり、今日に至るまで続いている。

XI 国際基金の補償支払い

1. 事務局長権限の支払い

国際基金の補償に関して、補償請求を調査し、査定し、交渉するのは事務局長である。事務局長は、請求された汚染損害が国際基金の補償の対象となるか否か、請求及びその金額が相当なものであるか、船主が責任制限できる事案か等を調査する。その上で、事務局長が国際基金に支払い義務ありと認めた場合に、補償の支払いとなる。事件の機能的解決という点では、事務局長に補償支払い権限があることが望ましいが、各締約国の意思の尊重を考えて、総会の作成した国際基金内部規則で、事務局長の補償支払い権限を限定している。現行内部規則によれば、総会／理事会の事前の承認なしに事務局長が補償を支払うのは、次の場合である。

(1) 少額事件の全部支払（最終解決）

当該事故から生ずる全ての請求を解決する費用が、3,750万フランを超えそうにないと事務局長が評価した場合、事務局長は請求について最終解決（支払い）が出来る。（内規8.4.1）。この3,750万フランという限度は、1991年の総会で内部規則を改めたもので、それ以前は2,500万フランであった。

（註）油賠法上は1フランが16円と定められているが、国際基金の内部規則上は、15フランがISDRと定められており、SDRの換算日は事故日となっている。従って、事務局長権限の金額は、現在の邦貨にすると3億7千5百万円となる（1SDR=¥150）。

SDRは毎日変動するので、注意を要する。円高になればSDRの円価が低くなり、円安になればその逆となる。今年1月頃は1SDRは約180円程度であったが、現在（93年9月）には1SDRは約150円である。

(2) 被害者の財政的困窮緩和のための暫定支払

国際基金の補償が遅れることにより、汚染損害被害者の財政状態が悪化し、極端な場合、社会問題となるおそれもある。この様な事態を想定して、内部規則は、事務局長に暫定支払いの権限を与えた。この暫定支払いは、被害者のうち、汚染損害を被ったため財政的

に困窮状態になった者に対して、事務局長はその裁量で、当該被害者の請求の60%以内の金額を支払うことが出来る。但し、1事件当たりの暫定支払いの総額は9,000万フラン（約9億円）までである。

(3) 小口請求者への支払

この項目は、1991年の総会において、内部規則に新たに追加された。基本的趣旨は前項の「暫定支払い」と同様であるが、暫定支払いの場合、個々の被害者の請求額の60%という限定がある。しかし、汚染損害被害者のなかでも、個人、小規模企業者は、その財政的基盤も弱く、被害額の60%程度の暫定補償ではどうにもならないことが多い。この問題は事故の金額的規模にかかわらず存在する。そこで、かかる個人、小規模企業者対策として、1事故の規模がどの程度になるかは別として、個人、小規模企業者に対して、1事故当たり総額1,000万フラン（約1億円）を限度として支払う権限を事務局長に与えた。

これを汚染損害被害者の立場からみると、

- ① 事故による汚染損害が、総額で3,450万フラン（事故日の1SDRが150円であれば、総額3億7千5百万円）以内の場合は、国際基金の補償の早期解決が見込まれる。
- ② その他の場合には、被害者のうち、

個人、小規模企業は総額1,000万フラン（約1億円）まで、事務局長の裁量による補償の全額支払いを期待できる。

その他の被害者の内、損害を被ったため過度の財政的窮地に追い込まれている被害者は、事務局長の裁量による暫定支払いを求め、事務局長がそれを認めれば、各被害者の損害額の60%を超えない範囲で、且つ総額9,000万フラン（約8億4千万円）を超えない範囲で、国際基金より暫定支払いを受けうる。

ということになる。但し、補償請求が国際基金、民事責任条約の原則に関わる問題（例えば、汚染損害の解釈の問題）である場合は、事務局長は自己の支払い権限内の場合でも、事案を理事会に報告し、その検討を求めるのが実務となっているので、請求内容が民事責任条約、基金条約の原則問題となるような請求は、理事会が決済するまで支払われない。

以上述べた事務局長の権限内で支払う場合を除くと、汚染損害被害者は、総会／理事会が補償を承認するまで補償を受けられない事になる。総会、理事会ともに、必要な場合一定の要件の下に臨時に召集することが出来るが、世界各国の代表を召集するのは非常に難しく、よほど問題がない限り召集されない。従って、事務局長権限を超えた事件の最終解决、補償支払いは、総会、理事会の直後

に発生した事故については6カ月又は1年後になることもあり得る。

2.国際基金の一時的資金不足と補償支払

国際基金の補償の原資となる拠出金は、一般基金と大規模事故基金と各別個に総会がその金額を定め、それに応じた拠出金を決定することは前述した。この拠出金算定、徴収方法が原因で、国際基金の補償に当てるべき資金が一時的ではあるが不足することがある。この場合には、事務局長に補償支払い権限があっても支払えない。

一般基金は、大体の過去の実績から当該年度に支出が予想される国際基金の一般経費と少額事件補償引当金であるが、少額事件とはいえる事故の発生を正確に予想する事は出来ない。一般基金採択の際、十分な流動資金の確保を考慮して決めるが、通常事件が多発した場合には資金不足になりうる。

大規模事故基金は、事故が発生後その金額の概要が判明してからはじめて、個々の事件毎にその金額を総会が定め、徴収する。そして現在の実務では、一般基金、大規模事故基金の金額の決定、拠出金の決定は総会の専権事項となっている（理事会に委任していない）。従って、総会後、大規模事故が発生した場合、1年後の次の総会で当該事故の大規模事故基金を設定し、拠出金を決定、徴収する迄、その事故の補償に当てるべき基金はない

事になる。一般基金が不足した場合も同様である。よって、総会終了直後に大事故が発生すると、次の総会までの約1年間は、その事故に対応する基金がないことになる。このことは、事務局長がその裁量で、汚染損害被害者に対し、その財政的困窮を救うために暫定し払いしようと思っても、一般基金又は他の事件の大規模事故基金のなかで、当該年度に支払い可能性がない資金を流用する事はあり得ても、その様な流用資金がないときは、国際基金は次の総会で大規模事故基金が承認され、それに対応する拠出金が徴収されるまで支払いが出来ないことになる。

この場合、臨時総会を開き、そこで大規模事故基金または追加一般基金を採択し、拠出金を定めることもできる。臨時総会は、理事会又は締約国の3分の1以上の要請、または事務局長の発議で召集することが出来る。しかし世界各国の代表を召集することは実務的にみて非常に難しく、よほどの問題がない限り、その実現性は乏しいと考えられる。基金条約内部規則によれば、事務局長は、国際基金の一時的流動資金不足の場合に、それを補うために短期借入れをする権限を与えられているが（内規10.1）、この短期借入れは、総会が定めた年次拠出金が不足した場合のものであって、総会後大事故が発生した場合には、当該事故に関わる大規模事故基金は未だ定められていないので、総会の定めた年次拠出金の不足

の場合に該当せず、借り入れの対象とならない。結局、総会後に大事故が発生した場合、次の総会で大規模事故基金を決定しない限り、国際基金は、暫定支払いも、個人、小企業者に対する補償支払いも出来ないことになる。

日本に於ける油濁事件の場合、汚染損害被害者（主として漁業者）は比較的組織化されており、また清掃費用に関係するのも海上災害防止センターが主であるから、クレームの処理が比較的スムーズであり、事故発生から汚染損害補償請求

がまとまるまで、4～5カ月、長くて半年というのが実状である。そのため国際基金に対する補償の要求も早く出る。また過去の実例からみると、日本に於ける事件は、1事故の損害額が比較的低い（5億円を超えた事件はない）。そのため、従来、国際基金の補償という面ではスムーズに処理されており、国際基金の補償支払いの仕組みについてあまり突っ込んだ検討は為されていない。しかし事件の金額が大きくなると上記のような問題が出てくる。



塩屋崎沖の船舶衝突における重油流出事故について

福島県農政部水産課

主任 鈴木 章一

平成5年5月31日午前6時過ぎ、塩屋崎灯台の南東約4.6Kmの海上で愛媛県泰洋汽船所属のタンカー「泰光丸」699トンと東京都東都海運（株）所属の貨物船「第3健翔丸」499トンが衝突しました。

この事故により両船とも船体に亀裂が生じましたが、乗組員にけがはなく航行にも支障がないため自力で小名浜港に入港しました。

しかし、泰光丸の船体からは積荷のC重油2,000KLのうち約500KLが流出しました。流出油は拡散しながらいったん沖合に出ましたが、低気圧による南東の風の影響によりいわき市沿岸に漂着し、大きな漁業被害をもたらしました。

いわき市沿岸では、昭和50年4月にパナマ船籍の貨物船座礁による燃料のC重油流出事故があり、さらに貨物船と小型タンカーの衝突でタンカーの積荷のC重油が流出する事故が相次いで発生し、合わせて約500KLの重油が沿岸漁業に被害を及ぼし漁業者は約2カ月間の休漁を余儀なくされた例があり、再び大きな打撃を受けることになりました。

このような重油の流出事故等は、漁業

者の生活のためだけではなく一般県民のためにもあってはならないことです。今回「油濁基金だより」の紙面をお借りして、事故の経過等を整理してみました。

1. 事故の経過

5月31日

タンカーと貨物船が塩屋崎沖で衝突し、積荷の重油が流出して流出油は、豊間沖の大型定置網をかすめ一時北上した後北東の風により南下した。

第二管区海上保安本部小名浜海上保安部から巡視船「いわき」、巡視艇「てるかぜ」、塩釜海上保安部から巡視船「まつしま」が急行した。

県からも漁業取締船「あづま」が出航し拡散調査を行った。

6月3日

事故後福島県沖から茨城県沖へと拡散した流出油は、折りからの低気圧による南東の風の影響により沿岸へ寄せられ、いわき市沿岸のほぼ全域と茨城県北部にかけての海岸に打ち上げられ、海藻とともに真っ黒な重油の帶が出来、各漁港内はかなりの量の重油で覆われた。

小名浜海上保安部内に「泰光丸事故

「災害対策本部」が設置され、いわき市でも「災害対策連絡会議」を設置。

6月4日

県が「塩屋崎沖船舶流出事故による重油流出対策会議」を設置。

6月5日

県漁連が「流出重油被害対策本部」を設置。

7月8日

海上保安部が「泰光丸事故災害対策本部」を解散。

7月23日

県が「重油流出対策会議」を解散。

11月8日

いわき市が「災害対策連絡会議」を解散。

2. 事故後の状況

沿岸に漂着した油は、各漁協組合員等が総出で回収にあたり、砂浜では各人がビニール袋を持ち、打ち上げられた油まみれの海藻等を集め、夏には海水浴客で賑わう浜辺にブルドーザーやショベルカーが行き来してあちこちに黒く染まった砂山が築かれました。

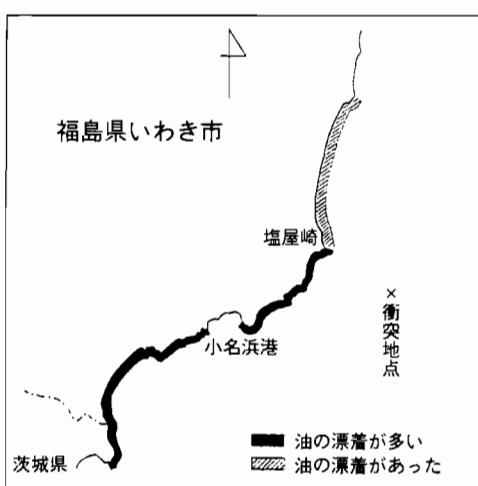
また、漁港内では、ヒャクや吸着マットで連日回収にあたり、この様な作業が約半月にわたって続き、漁業者の疲労は大きなものとなりました。

油流出事故以来沿岸漁業は休漁を余儀なくされ、特にアワビ、ウニ、ホッキガイ等の定着性生物に大きな影響を与えた。

いわき市沿岸の磯はアワビ、ウニ、の好漁場で、県内の漁獲量のほとんどを占めており、さらに、これらは5月1日に解禁になったばかりであり大きな打撃を被ることになりました。

事故後水揚げされた漁獲物に油臭が認められたこともあり、6月15日から保健所において週2回程度各漁協から持ち込まれた魚貝類について油臭官能検査を行いました。検査の結果、ほとんどの魚種については6月中旬以降油臭が認められなくなり漁業も再開されたが、一部地区のホッキガイとウニは7月中旬まで油臭が残りました。

油で汚染された砂浜も懸命の回収作業によって元通りのきれいな砂浜に戻り、7月中旬には海開きが行われました。



3. 福島県の対応

流出事故発生後、6月4日に生活福祉部長を議長として府内各課からなる塩屋崎沖船舶衝突事故による重油流出対策会議を設置し、状況の把握、情報収集等を

行いました。

6月4日に農政部長、6月8日に副知事が現地を調査したのを初め各県議団も相次いで現地入りし状況の把握、関係者の慰問、激励等を行いました。

被害の状況把握や拡大防止などの緊急的対応が進む中で、6月県議会において船舶衝突による重油流出事故について報告するとともに、重油流出事故緊急対策の補正予算措置をしました。

塩屋崎沖船舶衝突事故による重油流出対策会議は、流出油の回収、処理が完了し、いわき市海岸がほぼ元通りになった7月23日に解散しました。

4. 漁業者救済事業

(1) 重油流出事故緊急対策特別資金貸付金

油流出事故により被害を受けて、漁業経営の維持が困難になっている漁業者に特別融資（融資額3億円：県2億円、いわき市1億円）を行うことを目的として、福島県信用漁業協同組合連合会に対し県及びいわき市が資金預託を行い、融資の円滑化と漁業者の金利負担を軽減することにより漁業生産の安定を図りました。

5. 水産資源生物への影響調査

事故により流出した油及び処理のために散布された中和剤の生物、環境、漁業経済に与えた影響の調査を行っています。

(1) 生物資源調査

1) 磯根資源調査（対象：アワビ、

ウニ）

2) 砂浜資源調査（対象：ホッキガイ）

(2) 漁場環境調査

1) 水質調査

2) 底質調査

(3) 漁業経済調査

1) 魚価調査

2) 漁具被害調査

この調査では、特に被害の大きかった江名地区で、流出事故から1カ月以上経過し表面上は油は回収できたようにみえた状態でしたが、潜水して調査した結果、岩礁の間の砂地にまだ油の塊が点在していることが確認されたことから、かなりの期間影響が残るとみられています。

今回の流出事故では、魚類等遊泳性の強い種類については直接の被害は少なかつたが、アワビ、ウニ、ホッキガイ等の定着性の種類にはかなりあとまで油臭が残るなど影響が大きいとみられ、今後の後遺症等については不明な点もあり、調査は継続されております。

この重油流出事故では、大勢の人の協力のもと約1カ月に及ぶ回収、除去作業が展開され、漁業者は長期間の出漁停止を余儀なくされていましたが、8月にはすべての漁業が再開されました。

漁業者の生活の場としての海が今回のような事故により二度と汚染されることがないように祈りたいものです。

水質汚濁等による突発的漁業被害状況

水産庁研究部漁場保全課

指導第二係長 鈴木 光夫

この報告は、国の補助事業として実施している漁業公害調査指導等事業のうち「漁業公害等対策事業実施要領」第7条の規定に基づいて、各都道府県知事から提出された「公害等による漁業被害発生報告書」をもとに、平成4年4月1日から平成5年3月31日までの間に発生した水質汚濁等による突発的漁業被害の発生状況を水産庁がとりまとめたものであり、そのうちの一部を抜粋したものである。

平成4年度の水質汚濁等による突発的漁業被害は、総発生件数233件（うち、被害額不明件数172件）、総被害額7億円となっており、前年度と比較した場合、総発生件数はやや下回り、被害額は、4分の1に減少した。（表-1）

1. 海面における突発的漁業被害状況

海面における漁業被害は、発生件数104

件（うち、被害額不明件数60件）、被害額6.56億円で、その主な原因は依然として油と赤潮となっている。また、前年度と比較すると発生件数は増加したが被害額は8割減少した。これは、平成3年度が、広島湾等の養殖施設密集海域での赤潮が発生し、大規模な漁業被害につながったのに対し、平成4年度は、赤潮発生件数は、平成3年度とほぼ同数であったが、比較的漁業被害の少ない海域での発生であったため、大きな被害に至らなかったことによる。海面における主な発生原因内訳は表-2のとおりである。

2. 原因別発生割合の推移

海面における漁業被害の原因別発生割合を油、赤潮及びその他と主要因を大別して比較してみると、件数では油によるものが常に全体の4～6割を占め、次に

表-1 平成4年度突発的漁業被害の発生状況

		海面		内水面		計	
4年度	発生件数	104(60)件	44.6	129(112)件	55.4	233(172)件	100.0
	被害額	656,441千円	93.5	45,423千円	6.5	701,864千円	100.0
3年度	発生件数	90(33)件	35.9	161(147)件	64.1	251(180)件	100.0
	被害額	2,918,370千円	99.0	29,052千円	1.0	2,947,422千円	100.0
4/3	発生件数	115.6%		80.1%		92.8%	
	被害額	22.5%		156.4%		23.8%	

（注）発生件数欄の（ ）書きは、被害額不明件数で内数である。

表-2 平成4年度の海面漁業被害の発生状況

		油		赤潮		油・赤潮以外		計	
4年度	発生件数	件	%	件	%	件	%	件	%
		58(25)	55.8	31(22)	29.8	15(13)	14.4	104(60)	100
3年度	被害額	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
		195,868	29.8	441,802	67.3	18,771	2.9	656,441	100
4/3	発生件数	件	%	件	%	件	%	件	%
		43(18)	47.8	30(8)	33.3	17(7)	18.9	90(33)	100
4/3	被害額	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
		579,890	19.9	1,746,967	59.8	591,513	20.3	2,918,370	100

(注) 発生件数欄の()書きは、被害額不明件数で内数である。

赤潮によるものとなっており、油と赤潮で発生件数の8割を占めている。この割合は毎年この程度で推移し、油と赤潮が漁業被害を及ぼす水質汚染の主要因となっていることを示している。(表-3)

また、被害金額で見ると平成2年度以降下降しており、平成4年度は、幸いにしてここ20年間において最少の被害額であった。(表-4)

しかし、海洋汚染の発生確認件数(海上保安白書)は、平成4年では、846件であり、減少傾向にあるものの依然高水準で推移しており、わが国の沿岸域の漁業環境が必ずしも漁業者にとって楽観できる状況ではないことを示している。

3. 油による漁業被害

油による漁業被害は、発生件数58件(うち、被害額不明件数25件)、被害額

表-3 昭和63年度～平成4年度の海面における発生件数の原因別割合

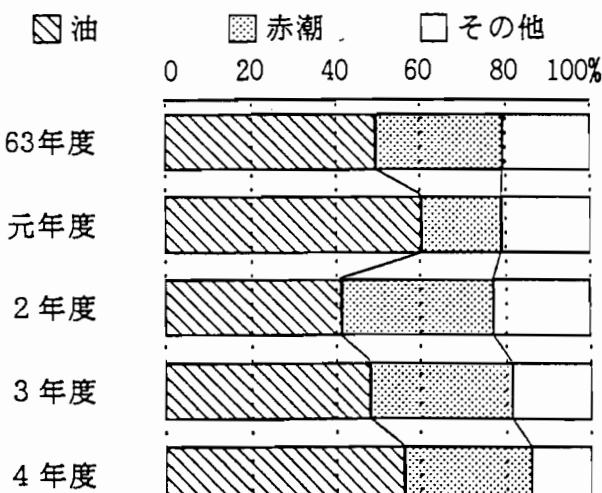
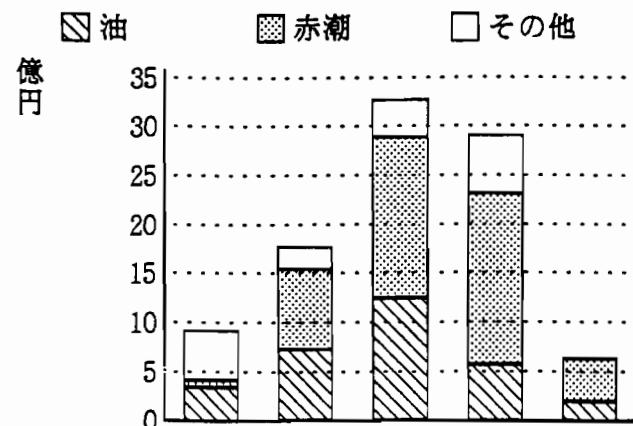


表-4 昭和63年度～平成4年度の海面漁業被害の原因別被害金額



	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度
油	3.50	7.37	12.49	5.80	1.96
赤潮	0.75	8.19	16.50	17.47	4.42
その他	5.06	2.26	3.89	5.92	0.19

1.96億円であり、前年度と比較すると発生件数は、前年度を上回り、被害額は7割減少している。

これを、原因者別の件数で見ると、原因者不明が52件と最も多く、原因者の9割を占めるに至り、船舶、工場・事業場が発生源となるケースが順調に減少して

いるのに対し、海洋（漁場）汚染の監視・取締体制を強めつつあるにもかかわらず、本年度は、大巾な増加となった。

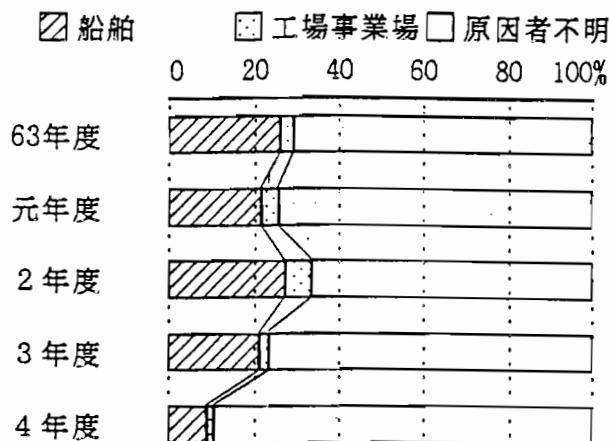
これは、不法に油を投棄する者が後を断たず、その行為も監視の目をのがれ夜間に行うなど巧妙になっているうえ、発見した油から原因者を特定することが困

表-5 平成4年度の油による海面漁業被害の発生状況

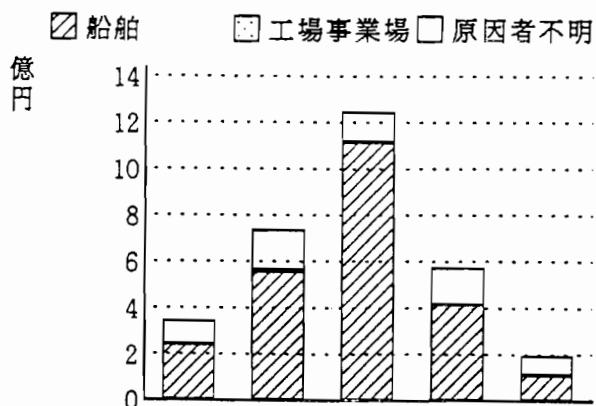
		船 舶		工場・事業場等		原因者不明		計	
4年度	発生件数	件 5(4)	% 8.6	件 1(1)	% 1.7	件 52(20)	% 89.7	件 58(25)	% 100
	被害額	千円 114,293	% 58.4	千円 -	% -	千円 81,575	% 41.6	千円 195,868	% 100
3年度	発生件数	件 9(7)	% 20.9	件 1(1)	% 2.3	件 33(10)	% 76.8	件 43(18)	% 100
	被害額	千円 422,137	% 72.8	千円 -	% -	千円 157,753	% 27.2	千円 579,890	% 100
4/3	発生件数	55.6%		100%		157.6%		134.9%	
	被害額	27.1%		-%		51.7%		33.8%	

(注) 発生件数欄の()書きは、被害額不明件数で内数である。

表－6 昭和63年度～平成4年度の油による海面漁業被害の発生件数の原因者別割合



表－7 昭和63年度～平成4年度の油による海面漁業被害の原因者別発生金額



	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度
船舶	2.46	5.57	11.20	4.22	1.14
工場事業場	—	0.09	0.01	—	—
原因者不明	1.04	1.72	1.28	1.58	0.82

難であることなどに起因する。

また、同様に被害額で見ると船舶によるものが6割、原因者不明によるものが、4割となっており、発見件数の割合とは異なった数値を示しているが、船舶が油の流出源として特定されるケースは、そのほとんどが、座礁あるいは衝突に伴うもので、その流出量や被害範囲が大規模であり、1件の事故で多大な漁業被害を及ぼすためである。(表-5、表-6、表-7)

なお、南西諸島を中心とした原因者不明の油の被害(主にオイルボールの漂着)は、依然として続出しており、平成4年度の鹿児島、沖縄両県の被害額は、5千7百万円(前年度3千5百万円)であった。

このオイルボールは、流出した油が、長時間海を漂流している内にピンポン球の様な形状をなし、海浜等に打ち上がるもので、流出源の一つとして沖合を航行

する外航船が考えられているが、わが国に入港する外航船の数は、10万隻にとどく勢いで増加する傾向にあり、このことからも、今後、オイルボールによる漁業被害が減少するとは、にわかに言い難い。

4. むすび

以上のように、平成4年度は水質汚濁等による漁業被害の金額が大巾に減少したが、件数においては、前年度を上回り、特に原因者不明の油濁によるものは、著しく増加しており、また、油濁は漂流、漂着海域や発生時期により漁業に及ぼす被害が異なり、例えば、ごく少量の油でも収穫期にあたる冬場ののり養殖漁場に流れ込めば甚大な被害をもたらすものであることから、このような油濁被害の原因者のほとんどが不明である現状においては、今後とも汚染防止意識の啓発、監視体制の強化等を図り、被害の未然防止に努めなければならない。

(随想)

油濁を無くして奇麗な海や浜を

鳥取県東伯郡北条町 中部漁業協同組合

組合長 浜本 武喜



私の永年世話している中部漁協は、鳥取県のほぼ中央に位置する北条町・大栄町そして日本のハワイ（東郷湖・温泉等で有名）とも呼ばれている羽合（ハワイ）町を区域とし、東西約18キロ、そのほとんどが白砂青松の海岸です。

遙か西には日本一の魚の水揚量の境港、東には鳥取大砂丘の景勝地があります。この付近は、昔は北条砂丘と呼ばれ乾燥した不毛の地でしたが、先覚者の砂防植林等や戦後全国にさきがけて、大規模な灌漑事業が施行されて立派な砂丘畑となり、良質なブドウ、長芋、スイカ、野菜の産地で三町の人口は約24,900人、基幹産業は農業です。

この組合は、鳥取県内漁協の中で二番目に広い海岸を持っておりますが、使用できる港が無いので昔から地曳網漁業の盛んな地域でした。多い時には三十余の網組があり海岸は殷賑を極めたのですが、現在は約三分の一に減少しました。大型の地曳網が多いので、網船を動力付とし網ひき等の作業もブルドーザー等を改造して使用するなどして省力化につとめて操業しています。漁場も比較的に恵

まれており好漁を続けているところも多く、その状況の一部は昨年秋 NHK の朝の全国番組で放映されましたので見られた方もあったかと存じます。

当地区では地曳網のほか地区内にある三つの河川を船置場として利用し、各種刺網、採貝、かご、採藻、一本釣などを行っていますが、河口入口付近は浅いので小さい船しか使用できません。組合員数163名内正組合員72（内団体9）名の小さい組合です。

当地方は古くからよく死人、遭難者が浜に漂着し、その処理に苦労したと聞いたことがあります、「油濁の襲来？」は全く困ったことです。県下で数少ない大型地曳網の好漁場の浜は、波でうち上げられた廃油ボールや廃油にまみれた海藻、ゴミなどで網ひき操業が全然できなくなります。漁網に廃油が付着したらその網はもう使うことはできませんし、作業中に体や衣類、履物等についた油は洗っても落ちません。

それが何の因果が当地方には油濁の来襲が多いのです。県内でも漁協では余り話が無いこの「厄介もの」の処理には大

変苦労します。概ね朝、最初廃油が上がってきた部落の役員から発見の連絡があれば、三町の役員に連絡をとり、東西約18キロに亘る地域の様子を問合せ、調査をせねばなりません。連絡のとれない所もありますので、私も自ら軽四輪駆動貨物車に乗って現場近くへゆき、主な所は歩いて写真を撮ったり「現物のサンプル」を持ち帰らねばならず大変です。概ね様子が判れば、海上保安部、県漁連、県水産課、町村役場担当課へ連絡し、終わればまた見ていない現場の様子を見に廻らねばならず、昼食は車の中でおにぎり、全く休む暇がありません。浜を歩くのは半長靴ですので更につかれます。調べていると予想以上に多く廃油が上がっている地域もあり、どうして清掃するか人手ではなかなか早くできそうにもない状況で、一体誰がこんなものを流したかと腹立たしい限りです。

清掃の計画を協議しても困るのは、天候の見通しがむづかしいことです。晴天の後、穴を掘って集めて灯油をかけて焼いて処理したいからです。冬場に油が広い場所にうち上げられているとき、作業員を集めることも大変で、部落によっては別の行事があるなどして、早く実施したくてもでき難い場合があります。

廃油や油のついた海藻、ゴミなどを穴を掘って入れて焼いたり埋めたりする作業も広い長い浜では大変で、人力では困難で能率もわるく、役場から土建業者に

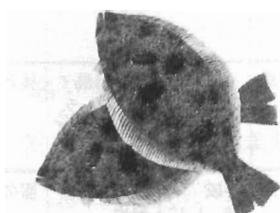
頼んでもらって作業したことあります。

近年はきたいない仕事であることに加え、老齢化の関係もあってか清掃人夫を求めることが困難です。

昨年の清掃作業に当たって地曳の網組の人夫も出すよう決定したが、人が不足し多くは困難ですので、近くの地曳網組が持っている網曳用に改造した50馬力のブルドーザーに、穴掘りや焼却後の埋戻しをしてもらって能率は大変よくすみました。時間の関係で作業の残った所は、後日地曳の網曳や運搬用に改造したコンバインを使用してやってもらいましたので、なんとか油濁清掃作業を完了することができました。

地球の環境保護が重要なテーマとして呼ばれる時代となっていましたが、油濁防止も放射能廃液の海洋投棄禁止同様、国際的に声を大にして進め成果をあげていただきたいと思います。これは漁業者だけでなく、海を愛する多くの国民的願いではないでしょうか。

県魚(ヒラメ)



県内の沿岸海域で獲れ、高級魚のイメージを持つ本県の栽培漁業の主役魚。県民からの公募とともに、県と県魚(さかな)とのふれあい推進事業実行委員会が平成2年9月2日に選定。

(基金記事)

中央審査会の動き

◎平成5年度第4回中央審査会

平成6年2月28日、平成5年度第4回中央審査会が開催され、千葉県木更津市地区外3件の漁場油濁被害額の審査が行われた。今回、上程された案件は防除・清掃関係のみで、次の点について質問があり、審議・検討の結果、別表のとおり了承された。

・屋久島の漂着ドラムカンは船からか、陸上から捨てたものか？

——漂着したものを見たので、船からか陸上からかは、わからない。

・航走攪拌とはどうするのか。

——薄くなった油膜の中を走りまわり、スクリューで油膜を分散させてしまうこと。

・千葉県の監視船には高圧水のポンプを備えているときいたが。

——今回は高圧水でなく航走攪拌を行った。

・渡名喜島の2件は同じ油か。

——分析までしていないが、日数がたっているので別の油と思われる。

平成5年度第4回中央審査会上程分

県・地区名	発生年月日	発生場所	関係漁協	被害内容	認定額		被害状況
					漁業被害	防除・清掃	
千葉県木更津市	平成5.10.13	牛込漁協のり漁場沖	金田漁協 牛込漁協	防除清掃	—	93,722	のり漁場沖に漂流油を発見、放置すると漁場に流入して被害を与える恐れがあり、吸着マットと航走攪拌により防除した。
沖縄県渡名喜島	平成5.12.15	渡名喜島アンジェーラ海岸	渡名喜村漁協	〃	—	329,080	オイルボールが海岸に漂着、放置すると再放出して採貝藻漁業に被害の恐れがあり清掃した。
沖縄県渡名喜島	平成6.1.11	渡名喜島アンジェーラ、タカタ海岸	渡名喜村漁協	〃	—	606,280	同上
鹿児島県屋久島	平成6.1.17	屋久町安房海岸	屋久町漁協	〃	—	45,199	漂着したドラムカンから廃油が漏出し、放置すると付近の磯延網漁業に被害の恐れがあり廃油の回収、処理をした。
計					—	1,074,281	

評議員の委嘱について

評議員

新	旧
宮副信隆	石垣信一
石油連盟 常務理事	石油連盟 環境安全委員会 委員長 ((株)日鉱共石 代表取締役副会長)

石垣信一氏は平成5年11月30日付けをもって、当基金の評議員を辞任されたので、
新任の宮副信隆氏を後任の評議員として委嘱し、平成5年11月30日付けで就任した。
なお、任期は、前任者の残任期間平成7年3月5日まで。

(官庁等人事異動)

油濁基金人事異動

1 異動

発令年月日	新	氏名	旧
H 6. 3.15	総務部長 総務課長事務取扱	松田州司	総務部長

2 採用

発令年月日	職名	氏名	摘要
H 6. 3.15	経理課長	小林哲朗	全漁連より出向

3 退職

発令年月日	氏名	摘要
H 6. 3.15	伊藤元延	経理課長 全漁連へ復帰
"	畠山博	総務課長 "

(編集後記)

○ 当基金の中央漁場油濁被害等認定審査会委員である、小川洋一弁護士に寄稿頂きました「国際油濁補償基金の解説」を紙面の都合により3回にわけNO. 54(その1)から本号で(その2)を紹介しておりますが、如何でしょうか。この寄稿は、当基金が行う原因者不明の仕事とは直接関連はありませんが、油濁にたずさわる方々には大いに参考になるものと思い企画しております。

この記事に関連いたしますご意見ご質問等がございましたら当基金宛てにご連絡下さい。

○ 今回寄稿頂きました「塩屋崎沖の船舶衝突における重油流出事故について」は、いずれも流出原因が判明しており当基金の扱う原因者不明事故とは直接関連ありませんが、大きな油濁事故のひとつとして事故の実態とその処理等について皆様方の参考にしていただければ幸いと考え、福島県農政部水産課鈴木章一主任に寄稿頂きました。

○ 随想「油を無くして奇麗な海や浜を」では、鳥取県中部漁協の浜本武喜組合長にお願いして手記を寄せて頂きました。海岸の様子や地曳網漁業の実態等もうかがえ、組合長のご苦労の様子も伝わって来こと思います。

これからも、現場で油濁被害と格闘する方々の声を本誌を通じ全国の皆様

に伝えて行けたらと思っております。

○ 毎年この時期、のり養殖業に油濁被害が発生しており、今年度も1月に愛知県常滑市で1件発生しました。被害は幸いにして小規模で済みました。また、香川県及び千葉県においても油濁発生が見られましたが被害の発生には至りませんでした。

千葉県においては、小規模の油の漂流油は確認されているものの早期発見し、未然防止に努めたため被害には至らないケースが多いようです。

早や3月、日一日と暖かさを増す季節となりました。この時期になると油濁被害発生頻度の高いのり養殖が終期を迎えますので、油濁事故の突發に備え張りつめた気持ちも大分緩んで参りました。





のり漁場沖に油膜を発見、県監視船第11号七四郎丸が出動し防除作業を行い被害を未然に防止した。

(平成5年10月13日発生、千葉県木更津市地区のり漁場沖)

(人物紹介)



沖縄県漁業協同組合連合会

総務部企画指導課

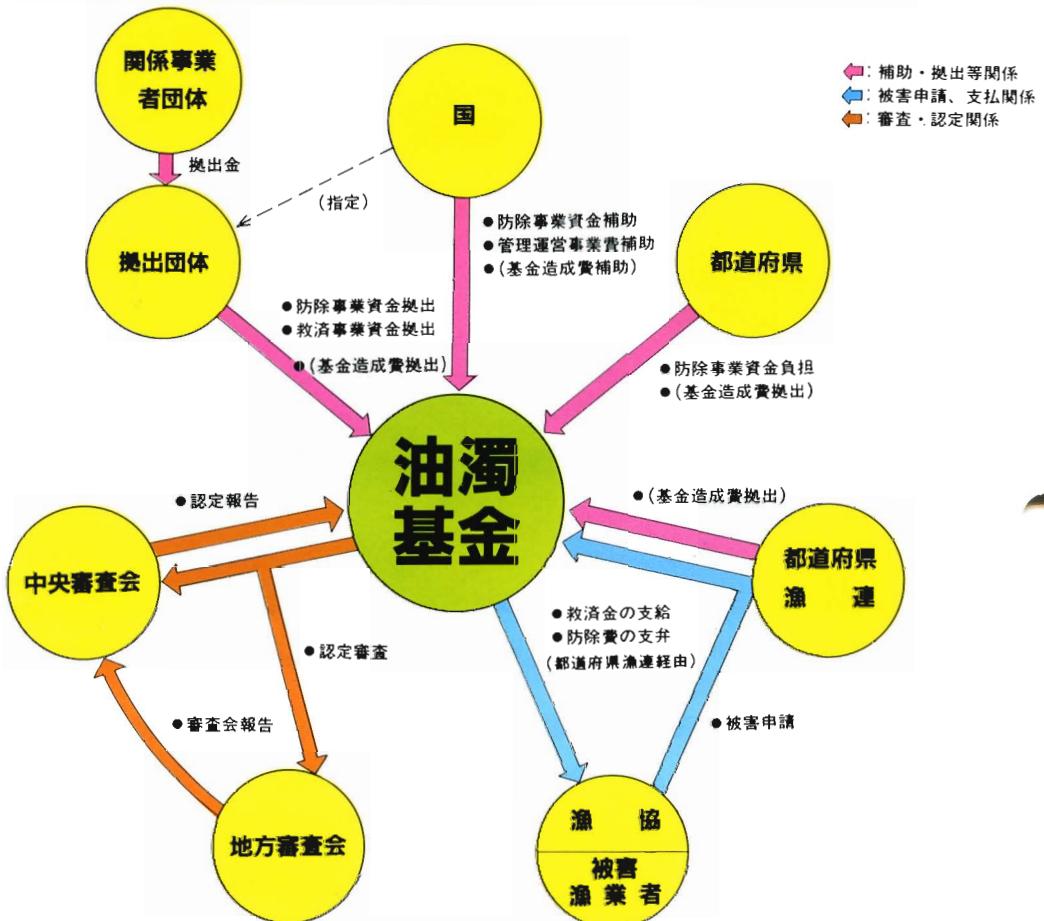
係長 こめ す せい いち 米須清一

観光立県にみる沖縄の沿岸漁業は、リゾート開発、土地改良による赤土汚染、沿海地域での海洋レジャー、又、生活排水等による漁場環境の悪化が深刻な問題の中で沖縄県そのものが太平洋、東シナ海の海に囲まれている関係から沖合より真黒な置き土産（原因者不明の漁場油濁オイルボール）があったりすると、まさに山と海からのダブルパンチ、本来山の幸、海の幸と恵みを受けるべき沿岸漁業の営みがまったく台無しになる。沿海域で成育する海藻、貝類、稚魚等が物言わざして助けを求めている。

その様な中で原因者不明なるオイルボールの被害については、基金による救済制度が施されていますので、沿岸地区で漁業を営む者にとって海を守り育てる活力となり、漁業を続けていく支えになっていると思われる。

ついては油濁の二文字を見たり聞いたりするのもまだ浅学でありますが、第一次産業に携わる者として、基金の役職員を始め全国の関係諸氏のご指導をお願いし、実り多い水産業を夢見て頑張っていきたいと思います。

漁場油濁被害救済制度のしくみ



拠 出 団 体

農林水産省関係	(社) 大日本水産会 石油連盟 (社) 経済団体連合会 (社) 日本貿易会 日本アンモニア協会 (社) 日本ガス協会	電気事業連合会 (社) 日本電機工業会 (社) 日本産業機械工業会 日本化学繊維協会	(社) 日本鉄鋼連盟 (社) 日本自動車工業会 石油化学会議 (社) セメント協会
通商産業省関係	(社) 日本船主協会 財日本船舶振興会	日本内航海運組合総連合会	(社) 日本旅客船協会

発 行 日 1994年3月

発 行 所 財団法人 漁場油濁被害救済基金

住 所 〒101 東京都千代田区内神田2-2-1

鎌倉河岸ビル6階

電 話 03-3254-7033

ファックス 03-3254-3978 F